**平成２３年（フ）第８０３２号**
東京都中野区上高田２丁目13―10―101
債務者　中村　和美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月16日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月16日午前11時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第１９３号**
青森市長島４丁目１番９号　メゾンドール長島103号
債務者　白戸　牧子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月７日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

**平成２３年（フ）第１４７１号**
神奈川県大和市下鶴間2776番地１　大和ハイデンス506号
債務者　西郷　直美
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

**平成２３年（フ）第２６７号**
静岡市清水区吉川565番地の３、旧住所静岡市駿河区西脇734番地の３
債務者　藤岡ルリ子
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７４号**
静岡市清水区中河内4093番地
債務者　細川　七生
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２７５号**
静岡市清水区梅ケ谷211―38　福士方、住民票上の住所静岡市清水区中河内4093番地
債務者　細川　光英
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第２９２号**
静岡市葵区北安東４丁目25番30―105号
債務者　山本　昌廣
1　決定年月日時　平成23年６月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月18日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月12日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

**平成２３年（フ）第６１３号**
東京都東久留米市幸町３丁目13番４号コーポサンライズ201
債務者　鎌田　行雄
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月19日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

**平成２３年（フ）第１３３号**
釧路市興津１丁目11番215号
債務者　関　　利江（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１３４号**
北海道厚岸郡厚岸町宮園３丁目５番地
債務者　北本　浩之
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第１４０号**
釧路市鳥取南８丁目12番７号
債務者　成田　直美（旧姓小山石）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月24日午前９時30分
釧路地方裁判所

**平成２３年（フ）第７８０７号**
東京都東久留米市新川町１丁目４―18　わかさとビル
債務者　江刺家雅晴
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７８８０号**
埼玉県春日部市一ノ割１丁目30―61
債務者　飯塚　城次
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７９０１号**
神奈川県厚木市幸町11―４―３―102
債務者　長田　京子（旧姓鈴木）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２３年（フ）第７９０２号**
埼玉県草加市北谷１丁目２―３―509
債務者　熊倉由紀江（旧姓山市）
1　決定年月日時　平成23年６月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月23日まで
5　免責審尋期日　平成23年８月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部